

# 定 款

平成 14 年 7 月 24 日変更  
平成 18 年 7 月 26 日変更  
平成 19 年 7 月 24 日追加変更  
平成 20 年 7 月 24 日変更  
平成 29 年 5 月 24 日追加変更

岡山港埠頭開発株式会社

## 第1章 総 則

- 第1条 本社は、岡山港埠頭開発株式会社と称する
- 第2条 本社は、次の事業を営むことを目的とする。
- (1) 船舶乗組員又は港湾労務者の休憩所等福利施設の設置とその運営管理
  - (2) 上屋施設管理
  - (3) 船舶給水施設管理
  - (4) 共同事務所の建設及び運営管理
  - (5) その他埠頭施設の建設及び運営管理
  - (6) 岡山港港湾施設の管理運営及び料金の徴収等の受託
  - (7) (1) から (6) までの業務に付帯する事業
- 第3条 本社は、本店を岡山市に置く。
- 第4条 本社は、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
  - (2) 監査役
- 第5条 本社の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 株 式

- 第6条 本社の発行可能株式総数は、12万株とする。
- 第7条 本社は、株券を発行する。
- 第8条 本社の発行する株式は、1株券、10株券、100株券、1,000株券の4種類とする。但し、分割請求による1株券の発行は、これをしない。
- 第9条 本社の株式を譲渡する場合には、取締役会の承認を要するものとする。
- 第10条 本社の株式の名義書き換えその他株式の取扱いに関する事項は、取締役会の決議により定める株式取扱規則による。

## 第3章 株 主 総 会

- 第11条 本社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に召集し、臨時総会は、必要に応じてこれを召集する。
- 第12条 本社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか取締役会の決議によって社長が召集し、その議長となる。

2. 社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順位による、他の取締役がこれを代行する。
  3. 議長は、総会の秩序を維持し議事を整理する。
- 第 14 条 株主が株主総会の目的事項又は議案につき提案しようとするときは、取締役に対し会日の 6 週間前に書面により請求しなければならない。
- 第 15 条 本会社の株式は、代理人 1 名に議決権を行使させることが出来る。  
但し、代理人は、本会社所定の手続きにより、代理権を証する書面を会社に提出しなければならない。
- 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除いて、出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数をもって決する。
- 第 17 条 株主総会の議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。
2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置く。

#### 第4章 役員及び取締役会

- 第 18 条 本会社の役員として、取締役 11 名以内、監査役 2 名以内を置く。
2. 本会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。
- 第 19 条 取締役及び監査役は、株主総会において、議決権を行使することが出来る株主の議決権の 2 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によってこれを選任する。但し、取締役の選任は累積投票によらないものとする。
- 第 20 条 取締役の任期は選任後 2 年内、監査役の任期は選任後 4 年内に終了する事業年度の内、最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 補欠又は増員により選出された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
  3. 補欠により選出された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。
- 第 21 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長が召集し議長となる。
2. 社長差し支えあるときは、予め取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当る。
  3. 社長以外の取締役は、会議の目的たる事項を記載した書面を社長

に提出して取締役会の召集を請求することが出来る。

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日より 7 日前に発するものとする。但し、緊急を要する場合において適当な方法により通知したときは、その期間を短縮することが出来る。
2. 取締役会は、取締役全員の同意あるときは、召集の手続きを経ないで、これを開くことができる。
  3. 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

- 第 23 条 取締役会の議決により、社長 1 名及び常務取締役 1 名を選定する。
2. 社長及び常務取締役は、取締役会の議決に基づき会社の業務を執行し本会社を代表する。

第 24 条 取締役及び監査役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、それぞれこれらを区分して株主総会の決議によって定める。

第 25 条 取締役会の運営に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会の議決により定める取締役会規則による。

## 第 5 章 計 算

第 26 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 27 条 本会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として株主又は登録株主執権者に期末配当金を行うことが出来る。

第 28 条 前条の配当金は、支払開始の日から 3 ヶ年を経過しても受領しないときは本会社に帰属する。

## 第 6 章 附 則